――sabbaṃ taṃ nirodha-dhammaṃ 考――仏教における法の意味

村上真完

はじめに

て成立しているとは思えない。仏教の法は、サンスクリット いられることが多い。仏教における法の意味するところも、多様でかつ難解である。そして十分な理解が学界におい いろいろな方法(用法、使用法、思考法、運用法、技法、論法、筆法、解釈法、暦法等)においても、法という語が用 (仏法、法宝)をも意味し、さらには我々の日常の生活、 (dhamma) 等に由来する。 邦語や漢語において「法」という語は、実に多様な意味において用いられ、 この原語が多義的で難解なので、 生産・消費・経済等の活動、 整理して明解にしたい。 (⑤) のダルマ (dharma) やパーリ語 (®) のダンマ 国の法 思考・表現などについての、 (法律、 法令)から、 仏教の法

版の完成をめざしている。その間に従来の内外の学者の法(dhamma) (Paramattha-jotikā, Pj)の全語彙の索引・辞典を仕上げる校正中で、中でも dhamma の項目(二二ページ)の決定 私はここ十数年来、 及川真介博士と共同で、パーリ原典『スッタ・ニパータ(経集Sutta-nipata, Sn)』とその註釈 に関する所説・所見を見ては、 いろい

リリ と思うようになった。そこで dhamma の原意を探求し、その意味を自分のことばで再構築することを目指して、 や批判の念が涌いても来る。そんなことで、 『律(Vinaya)』の「大品」巻初を軸として考察を進めて来た。 改めて原始仏教以来の法の意味・用法を調査し考察しなければならな

一 単数の法と複数の諸法

ることから、その意味内容を整理してみると、仏教の法の特徴が明瞭になるのではないか、と考える。 (dhamma) にはいろいろな意味・用法があるが、主に単数形で用いられる場合と、複数形で用いられる場合とがあ ここでまず、これまでに調べて考えついた要点を示してから、さらなる探求の足場としたい。まず仏教 の法

まず仏が覚って説くという法は、単数の形で示される。例えば

『私が苦労して得達(証得)したことは、今は説き明かすに及ばない。

貪欲と憎悪に敗れた者たちには、この法(理、道理) は覚り易い訳はない。」

(kicchena me adhigataṃ h'alaṃ dāni pakāsituṃ/

rāga-dosa-paretehi nâyam dhammo susambudho (vl.-ddho)//(Vin. I. 5 67 = S. I. 136 $^{21.22}$)

の修行道とも考えられる。教法が後に聖典として纏められるようになると、 (dhamma-pariyāya, 教えの様々な説き方)からなり、 理、道理、 成道後に仏が説法を躊躇し逡巡したということを述べる偈がある。 理法のように考えられるが、聞き手を予想するならば、仏(仏教)の教え、教法、教理、さらにはそ また法門と呼ばれる。 この法は単数であり、 教法、 経典も法と呼ばれる。 仏が覚った内容として

この単数の法(理、 道理、教え)は複数の諸法から成り立ち、 諸法によって説かれるのであり、 諸法によって構築 237

され説明される。その諸法とはまず、自分の いうべきものである。それは、五蘊(色・受・想・行・識)、十二処 縁起を構成する[十二の]支分でもある。 [人間の] 存在(心身、及び自分の世界)を構成する諸要素・ (眼・耳・鼻・舌・身・意・色・声・香・味・觸 諸属性と

238

、ーリ資料に「ことばに表して述べられた最初の仏語」と伝えられる偈にい わ

- 『1熱心に瞑想するバラモンに、まことに諸々の法が明らかになる時(yadā have pātubhavanti dhammā, ātāpino jhāyato brāhmaṇassa)、そのとき彼の疑いは全て消え失せる 〔彼は〕因を伴う法を覚るから $(yato pajānāti sahetu-dhammam)^\circ$ (ath' assa kaṅkhā vapayanti sabbā)°
- なぜなら [彼は] 諸々の縁の滅を知ったから $(khayam paccayānam avedi)^\circ$
- sūriyo 'va obhāsayam antalikkhan) ° ${ \rfloor \rfloor }$ $(Vin.\, {\rm I.\,pp.\,\, 2\text{--}3}, Ud\,.\, {\rm pp.\,\, 1\text{--}3})$ (初二句同文)、[彼は]魔軍を破って立つ。 あたかも太陽が空を照らすように (vidhūpayaṃ tiṭṭhati mārasenaṃ,

と。ここで諸々の法とは、 、既に触れた。 縁起の関係にある諸法すなわち縁起の諸支分であり、 因を伴う法とは縁起の関係を指すべ

深いのである。 論と呼ぶことにしている。諸法は多くの場合において縁起の関係によって成立し、また単数の法もまた縁起と関係が 自分の存在を多数の要素に分析し、 つまりその縁起の関係はそれぞれの縁(因縁・条件)という法(要素)に内在するのである。 人間存在 (心身、 世界)を多数の要素から成り立つと見る考え方を、 私は多元

よって示される。 さらに輪廻の生存とそれからの解脱の方途 しかもそれら複数の法から成り立つのが、 そして多くの法は数によって整理され、一法、乃至、十法などと整理して法数として示されるよう (実践法、 単数の法(教え、 修行道) は種々に説かれ、 教法、 教理、 修行道)なのである。 種々の修行法もまた複数の法に

dhamma © 61 ろいろな意味と分類・整理

る dhamma の用例を精査して分類し整理したガィガー夫妻の著名な労作(Magdalene und Wilhelm Geiger: Pāli Dhamma(法)には以上に見たような意味・用法のほかにも、 (分類・ München 1920)は、まず五世紀前葉のブッダゴーサ 列挙) と解説を取り上げる。DA(Sumangala-vilāsinī)には $({\bf Buddhaghosa})$ いろいろな意味と用法がある。パーリ資料におけ に帰せられるパーリ註釈書における

satte ti evam-ādisu dhamma-saddo vattati DA. I. 99 $^{3})$ \rfloor 無生物というなど [の意] に、 法という語が用いられる (guņe desanāyaṃ pariyattiyaṃ nis-

とあり (訳文は私の解釈。 以下も同様)、 $DhA \ (Dhammapadatthakath\bar{a}\,)$ 巻初にも同様に

一徳、 [-nijjīva]-vasena cattāro dhammā nāma DhA . I. 22 $^4)$ floor説教、 経典、無生物[・無生命(無霊魂)]というなどによって四つが法という(guṇa-desanā-pariyatti-nissatta

と([] 内は異読)。 しかし Atthasālinī (As, DhsA) には

saddo panâyam pariyatti-hetu-guṇa-nissatta-nijjīvatâdisu dissatiAs.38 $^{\mbox{\tiny 23}})$ 『そしてこの法という語は、 経典、 因、 徳、 無生物・無生命(無霊魂)性など[の意味]におい て見られる(Dhamma-

guṇa 特質、 能力、 イガーは、 徳(Eigenschaft, Fähigkeit, Tugend) dhamma には五つの伝統的な意味、

- desanā 教え、 説法 (Lehre, Predigt)
- 3 原因

4 Pariyatti 経典(heiliger, kanonischer Text)

240

nisatta (=nijjīva) 生きていないもの、 物、 事 (Unlebtes, Ding, Sache)

別に独自の分類を採用する。 が得られる、 という。 しかし上引の文にも「など」とあるように、 以上の五項目には収まらないとして、 ガ 1 ガ 1 は

法念処の観法において]諸法(心身の諸要素)について法(ありのままの理、 ていないもの、 こではすべて無我 性であり、身心(心身)の諸要素・諸属性を指している。我々の身心 魂といわれるものを含まない要素を意味するのである。 なお、 である心身の諸要素 *Dh.* 1ab, *DhA*. I. 21¹⁹)』などという文である。 回註釈によれば、上の後の諸法、 11 $(nissatta\text{-}nijj\bar{\imath}va\text{-}dhamm\bar{a})$ は意を先導とし、意を最勝とし、 上に私が て (住して) 永遠不変の実体と考えるような霊魂(自我、 (諸々の想念·表象)と行蘊(心身の諸潜勢力)であるという (DhA.I.22 ユユーワ)。 (非我)である(anattan)といわれる諸法をいうのである。 「無生物」・「無生命(無霊魂)[性]」と訳したの 事(Unlebtes, Ding, Sache)」ではないのである。ここで®註釈が例に引くのは、『「四念処の第四 $\stackrel{<}{\sim}$ $\stackrel{<}{\sim}$ (dhammesu dhammānupassi viharati ti D . II. 65 2 , 300 4 , etc. As. 38 $^{20.31}$)] $\stackrel{<}{\sim}$ (nijjīva-dhammā) を意味し、 即ちこの無生物である心身の諸要素(nissatta-dhammā)とは、 意より成り立っている(mano-pubban-gamā dhammā, mano-seṭṭhā 五蘊の中の無色の というのでもあり、 ガィガーはその原文を引きながら、 我、アートマン:®attann、 先にも触れたように、 (arūpin、色形のない) 三蘊、 ここでは無生物・無生命 は、 (心身) 生物 心身のあるべきあり方)を求め見ながら の諸要素・諸属性には、 人間存在を構成してい 人 ガィガーが (Satman) 神など)とか生命体、 その意味を考えなかったので してみると意は識と同じ いうような、単に (無霊魂) があるのではな 即ち受蘊(諸々の感受 る諸要素 『諸法(心身の 仏教以外 無生命 i mano-「生き Vì の宗 は

と考えられているのである。

おいて、 大体において誤っているか、 höchste Wesen) ´ まも有用不可欠の労作である。 に基づく資料が甚だ厖大であるために、 ガーの業績はわが国の学者 対者を求める思考の傾向が強い 「永遠・最高の真理、 永遠・最高の ィガーによれば、dhamma の諸用例は大略、 おのずから知られてくるところの、 最高の実在」という解釈も、唯一の真理・唯一の実在を求める研究姿勢とその解釈に、 大体は、ガィガーのいう「D経験的な諸事物」に括られるのであるが、 ているということには立ち入らない。 D経験的な諸事物(die emperischen Dinge)に分類され、 真理、最高の存在、 最高の存在、最高の実在」ということばに置き換えられるとは思わ (金倉圓照、平川彰等) によって紹介され研究されたが、 (4) 意味をなさない しかしガィガーは、 0 ではないか、と思われる。 最高の実在 (die Wahrheit, die ewige und höchste Wahrheit, das höchste Sein, das 容易にその全体を吟味しがたいからであろう。 ありのままの理、ことわり、 į 適切ではないのである。またガィガーの 人間存在を構成している身心(心身)の諸要素・諸属性を指し A 法則、 諸法をもって、 法、 縁起の関係によって成立している各自の存在 規範 仏教が多元論的分析的な思考法に基づいて人間存 (Gesetz, Recht, Norm) の 更に細分して解釈されている。 ŋ 理法、道理、 上にも触れたように、その解釈は 批判や反論は少ない。 ここに問題がある れないのである。 「C永遠・最高の真理、 B教え (Lehre)、 教法ともいうべき法が 何か一神教的な絶 (世界) に そ ح 0 0) てい ガ 1

A Study of a Religious Concept, The Hokuseido Press 北星堂, 1978) VI 重点的に仏伝の重要な場面 口 ーッス パ リ聖典と註釈類の用例を考察してまとめている。 ・ カ ター $(\textbf{John Ross Carter}, \textbf{\textit{Dhamma}}: \textbf{Western Academic and Sinhalese Buddhist Interpretations})$ (聖求、 転法輪、 法尊重、 説法の目的、 ガイガーほどパ は、 聞法、 西洋の学界における dhamma の 信 等を取り上げ、 リ聖典の用 「清浄道論」 例を網羅しては 研究史をた (Visud:

はあまり明解ではない で出版されたにも拘らず、わが国の研究者によって取り上げられたかどうか、筆者は詳らかにしていない。先に触れ るが、人間存在を諸法によって把握し解明するという点では、 に仏教の思想を明らかにしようとしている。その複数形(諸法 dhammā)にも注意を払い、巻末の索引にも出 dhimagga) の法随念の内容をまとめるなど、パ (無生物)、nijjīva (無生命、 (p. 59)° 無霊魂) の意味について、彼は注意を払ったようであるが、 ーリ(®)註釈類の用例をより多く用いて、dhamma の意味ととも 考察が充分でないように思われる。 この業績はわが国 その簡単な説明 して

242

dhamma を註解してこう述べる。 ちに説き示したという「一切の法の根本の説示 $ightarrow BvA \ (Maddhurattha ext{-}vilar{a}sinar{\iota})$ 重要であり有益である。MA.I は第一経 Mūla-pariyāya-sutta「根本説示(法門)経」の中で、 ガイガーも用いた®註釈の dhamma の定義 における同様のより詳細な所説を始めて英訳して考察しているところ(pp.59-67) (法門)」(sabba-dhamma-mūla-pariyāyan)の語意を註釈する中で、 (分類・列挙) と解釈の他に、新たに MA(Papañca-sūdanī) 仏が自ら比丘た

sabhāva-suññatā-puññâpatti-ñeyyâdisu dissati) $\|(MA.~I.~17^{~16-17})$ べきもの)など[の意味]において見られる(Dhamma-saddo panâyaṃ pariyatti-sacca-samādhi-paññā-pakati-『そしてこの法という語は、経典、 真実 (諦)、三昧、 智慧、 本性、 自性、 空性、 福徳、 犯 戒、 (知られる

て考えてみよう。 て聖典の用例を引いて示してから、 法の内容がこれまでに見た回註釈 「一切の法の根本の説示 (DA., DhA., As.) よりも格段に詳しい。 (法門)」の法の意味の説明をしている。 しかもここではそれらの一々に その趣旨を纏 0

まず法が経典(pariyatti)の意味で用いられているのは

pariyāpuņāti suttam geyyan $\,$ (A. III. 86 $^{26})\,$ ti-ādisu) $]\!]$ (MA . I. 17 $^{18})\,$ 『「ここに比丘は法を学得し、 契経・重頌…を [学得する] 」というなどにおいてである (Idha bhikkhu dhammaṃ

という。同じ言及はDA.~I.~99 $^{\circ\circ}$ などでも見たものである。経典としての法は、 その九分教は古い聖典の分類であるが、その全容は復元できない。 契経・ 重頌等 (九分教)

法が真実(諦 sacca)の意味で用いられているのは、

ādisu) \rfloor (MA. I. 17 19-20) $^{\circ}$ 法を知った」というなどにおいてである (Diṭṭha-dhammo vidita-dhammo (Vin.12 ₽.

の法は四諦の法を予想する文脈にあるので、 塵離垢の法眼 これは初転法輪において仏が四諦を説き教えると、それを聞いたコンダンニャ いうことになるであろう。 四諦の真実)を意味しているという。ここは直訳すると「見られた法を持つ、知られた法を持つ」となる。 (法を見る眼) が生じたとい われ、「法を見た、法を知った」といわ 仏が説いた教えであるとともに、真実の教え、 (Koṇḍañña, 憍陳如) れたのである。その法とは真実 真実そのものである、 が理解して、

法が三昧(心統一、定)の意味で用いられているのは、

II. 54 $^{4\cdot 5}$) ti-ādisu) $\[MA. I. 17^{21})^{\circ}$ 『「かの世尊方はこのような法を保っておられた」というなどにおいてである(evaṃ-dhammā te Bhagavanto(D

ここの引用文には省略があって、詳しくは

に解脱しておられた、と (evaṃ-sīlā evaṃ-dhammā evaṃ-paññā evaṃ-vihārī evaṃ-vimuttā te bhagavanto ahesuṃ 『かの世尊方はこのような戒を保ち、このような法を保ち、このような智慧を保ち、 このように住し、

とある。仏教の修行道を戒・定・慧によって説くのが、パ というのである の経は前巻を予想しているが、戒・定・慧を戒・法・慧という。そういう文脈でこの法は定(三昧)を意味している. ーリ『長部経典』(D.) 第一巻であり、次の第二巻の

法が智慧(慧 paññā)の意味で用いられているのは、

ativattatī (J. I. 280 $^{\scriptscriptstyle 3.4})$ ti-ādisu) $^{\circ}$] $(\mathit{MA}$. I. 17 $^{\scriptscriptstyle 23.25})$ いっなどにおいてである (Yass' ete caturo dhammā, vānar'inda yathā tava;Saccaṃ dhammo dhiti cāgo, diṭṭhaṃ so あなたのように、 真実・法・堅固心 (勇気)・施捨という四法を具えたも のは、 怨敵を克服

saccam)で嘘言を言わずにやってきたということ、法とは考察の智慧(vicāraṇa-paññā)、 であると パーリのジャ (abbocchinna-viriyaṃ) ($(J.~I.~280~^{6-10})$ $^{\circ}$ ータカ註 (JA) 施捨とは自分を捨てること(atta-pariccāgo)で、 では、 四法とは四つの徳 (美徳 guṇā) であり、 自分を捨てて私の前に来たというの 真実とはことば 堅固心とは中断されない 0 真実

次に法は本性、自性、空性を意味するという。

『[これら(ete 妻子・家畜・家産等)は] 「生まれることを法(本性)としており…老いることを法 tiyam) $^{\circ}$ \rfloor $(MA. I. 17^{26-27})$ ており、…それから死ぬことを法 [用いられる] ("Jāti-dhammā···jarā-dhammā··· [+Vri atho maraṇa-dhammino]" (M. I. 162 $^{7.18:22}$) ti-ādisu paka-(本性)としており」というなどにおいては、[法は] 本性 [の意味] におい (本性) とし

ここではいずれも dhamma は複合語の後分になって、 「所有を意味する形容詞となる用法」(=有財釈 bahu-

vrīhi)と解釈されたのである。「生まれるという法 (本性)をもっているもの」、 法を有する)という語形を用いている。なおここの経文の註釈においては、 るもの」、 「死ぬという法(本性)をもっているもの」と訳してもよい。最後の例では -dhammin (法を持っている) 「老いるという法

垣牲りする(Jāti-dhammo ti jāyana-sabhāvo. Jarā-dhammo ti jīraṇa-sabhāvo)』(MA. II. 170 ¹²) 『生まれることを法 (本性) としているとは出生を自性とする。 老いることを法(本性)としているとは老衰を

云々とあって、 意味]において[用いられる]("Kusalā dhammā" (*Dhs.* 1 ⁴) ti-ādisu sabhāve)。』(*MA*. I. 17 ²¹'²8) 『「善なる諸法 [・不善なる諸法・無記なる諸法]」というなどにおいては、 本性の代わりに自性 (自分の固有の本性) といっている。 両語とも意味するところが近いのであろう。 [法は] 自性(自分の固有の本性)[の

性というのは、 「善なる諸法」というのは、善なる 難解である。 (よい) [心の] 自性(自分の固有の本性)ということだというのである。 次の空

pana samaye dhammā hontī" (Dhs.~25) ti-ādisu suññatāyaṃ) $^{\circ}$] (MA.~I.17 $^{28.28}$) 識の諸要素)がある…]」というなどにおいては、[法は]空性 [の意味] において 『「さらに確かにその時に諸法がある [。 諸蘊 (心身の諸集合) がある。 諸処(認識の諸領域) [用いられる] ("Tasmiṃ がある。 kho

(suñnatā、空性がある)というのであろう。次に この下に列挙される蘊・処・界等の諸法は、 無常で永遠な我(霊魂) を欠如しているから、 空であ

୍କର] ("Dhammo sucinno sukham āvahātī" ti-ādisu $(Sn.\,182)$ puññe)୍ଚ] $(MA.\,$ I. $17^{\,29.90})$ 『「法がよく行われると楽をもたらす」というなどにおい ては、 [法は] 福徳 (功徳) [の意味] にお Va 7 用 VΣ

仏教における法の意味 (村上)

る

法が善行の影響力、 福徳、 功徳を意味し、 善、 善行をも意味することは、 仏教に限らずインド思想におい 7

III. 109 º¹, 186 º¹, IV. 174 º)、その法は犯戒 行為がいかなる罪になるかを定める文章からなり、 一般に行われている。 しかし仏教においては法が悪や罪を意味する用法がある。『律』の戒条は、それぞれいかなる (罪)を意味する。 いわば刑法の条文に相当する。その条文をそれぞれ法と呼び(Vin

『「二 [項] は不定の法である」というなどにおいては、[法は] 犯戒 ("Dve aniyatā dhammā" ti-ādisu $(Vin.~III.~194~^{\scriptscriptstyle 1})~$ āpattiya $\dot{
m m})$ $^{\circ}$] $(MA.~I.~17~^{\scriptscriptstyle 50.91})$ (罪) [の意味] におい て [用いられ

ځ その内容は、比丘が女性と一緒に一対一で密かに隠され[情事に]十分適する座所に坐ることを図る(第一条)か、 即座には決定できない罪である。 女性に麁悪語(不適切なことば)を語るのに適した座所に女性と一緒に一対一で密かに坐ることを図る(第二条)と (同席)を認めると事情に応じて処分されるのである。次の最後の用例は法の最も広い意味を示しているであろう。 bhagavato ñāṇa-mukhe āpāthaṃ āgacchantī" (Ps. II. 194) $\,$ ti-ādisu ñeyye $)\,$ ° $\,$] $\,$ (MA. I. 17 $\,$ $^{31-33})\,$ 不定の法 『「あらゆる法は、 られるべきもの 衆僧に懺悔すべき罪)か波逸提(pācittiya dhamma, 波逸提法、懺悔償罪)かのどれに相当する罪であるかは、 ことばに信頼がおける女性信者(優婆夷)に見咎められ罪状を申し渡される場合である。当該の比丘が同座 (不定法) (所知、認識対象)[の意味] において [用いられる] ("Sabbe dhammā sabbâkārena buddhassa あらゆる在り方で仏・世尊の知の門における領域に入る」というなどにおいては、 とは、 波羅夷罪(pārājika dhamma, 波羅夷法、駆擯罪)か僧残罪(saṃghâdisea dhamma, 僧 僧団における審査の結果として決定される罪であり、 パーリ律では二条からなる。

あろうが、法の用例の主要なものが示されたようである。同じ頃のブッダダッタの作といわれる BvA.13 の法の註釈 も以上と殆ど同文であるが、 以上で列挙された法の用例の註釈が終わる。 例文がやや長く順序にも相違があり、 列挙の最後は「など (ādi)」とあるから、 最後の真実 (諦) の用例については、 法は以上に尽きない ので

(教え) の意味に(catu-sacca-dhamme)解している(BvA. 13 ឆ:១)。

この後 MA は経文に立ち返って次のように法の定義を述べている。

Tatrâyam vacanattho : attano lakkhaṇam dhārentī ti dhammā) ° $\rrbracket \ (MA.\ I.\ 17^{\, 33.94})$ こうである。 『しかしここではこの [法] は自性(固有の本性)[の意] において用いられる。それについてことばの 自分の特相(定義)を保持している、というのが諸々の法である(Idha panâyaṃ sabhāve vattati.

と。この定義は同じ著者 による)にも同文で見えている。また世親(Vasubandhu)の『倶舍論(A*bhidharma-kośa-bhāṣya*, ブッダゴーサの 『清浄道論』 (Visuddhimaga, Vism. PTS. ed. 481 2021, 但しHOS. 41. 408 17 AKBh.2°)』の巻

『独自の特相(定義)を保持するから法である(sva-lakṣaṇa-dhāraṇād dharmaḥ)』

ろは同じく諸法という法である。 ともほぼ同趣旨である。 世親は単数の法をいうのに対して、 その諸法はまず人間存在を構成する心身の諸要素を意味している。 ブッダゴーサは複数の諸法をいう。 しかし意味するとこ

ある。その智論(Ñāṇa-kathā) 誰も論及しないようであるが法の詳しい語釈に PtsA (Patisambhidāmaggaṭṭhakathā, の初めの方に $Saddhammappak\bar{a}sin\bar{\iota})$

pariyatti-nissattatā-vikāra-guṇa-paccaya-paccay' uppannâdīsu dissati) ° J て生じたものなど 『まず法という語は、自性、 [の意味]において見られる(dhamma-saddo tāva sabhāva-paññā-puñña-paññatti-āpatti-智慧、福徳、 概念設定 (仮設)、犯戒、 経典、無生物性、変異、 (PtsA. Vri. 縁、

と述べて解説している。その中で概念(仮設)の例は、

『「概念(仮設) という法、 言語という法、 同意語という法」 というなどにおいては、 [法とは] 概念 (仮設) 6 247

ñattiyam)°] (PṭsA. Vri. 1.16) [用いられる] ("Paññatti-dhammā nirutti-dhammā adhivacana-dhammā" ti-ādīsu (cf. Dhs. p. 226 21-34) pañ-

248

といって、法は概念(仮設、ことばの意味)であるという。 変異 (変化) については

dhammā" ti-ādīsu $\langle A.\,10.107: \text{V.}\,216^{\,23.25}\rangle$ vikāre) $^{\circ}$] $\langle \textit{PtsA.}\,\,\text{Vri.}\,1\,.16\rangle$ などにおいては、[法とは]変異(変化)[の意]に[用いられる]("Jāti-dhammā 『「生という法を有する、 老という法を有する、 死という法を有する「有情達は生、 老、 jarā-dhammā 死から解脱する]」と

という。縁については

ñāṇaṃ dhamma-paṭisambhidā" 『「因についての智が法無礙解である」というなどにおいては、[法とは] 縁 ti-ādīsu (Vibh. 293 18) paccaye) $^{\circ}$] (PtsA. Vri. 1. 16) [の意] に 用い 5 れる]

لح 法無礙解とは縁についての洞察智であるというのである。 最後は

ること、[これを縁とすること(此縁性 ida-ppaccayatā)である]」というなどにおいては、 『「[縁起の] その界(内的要素、本性)はもう定まっており、法として定まっていること、 生じたもの[の意]に [用いられる] ("Thitā va sā dhātu dhamma-ṭṭhitatā dhamma-niyāmatā" ti-ādīsu (S. [法とは] 法として決定して 縁によって

法住智である(paccaya-pariggahe paññā dhamma-ṭṭhiti-ñāṇaṃ, Pṭs. I. pp. 1 ºº, 50 º) と。 と述べてから、 立している諸法の在り方についての智である。 存在の要素としての法が縁によって生じていることを重視するのである。そしてその縁の把握についての 色等が無常・苦・非我であることや、十二縁起の生観と滅観を教示して、 世尊が 『法住智が先にあり、 涅槃智が後にある』(S. II. p. 124 という。 聞き手 法住智は縁によって存 (Susīma) に確認

を迫る経文がある。 って 法住智の語は漢訳にも知られ(『雑阿含経』巻十四 (357)7 2, No. 99, 97b 15, 100a 3,8) (古い 出自

||| sabbaṃ taṃ nirodha-dhammaṃ 老

こに取り上げ、 ここで本論文の副題の問題に移りたい。この原文は「すべて[は]滅する性質 「所有を意味する形容詞」と解される多くの用例がある。この問題については誤解や、 「所有を意味する形容詞となる用法」(=有財釈)と解釈されるのか、 (持業釈 karma-dhāraya) であるのか、ということである。パーリ仏典にはこのような複合語が、 (滅という法)である」か、という問題である。ことばを換えていうならば、この 資料を博捜・精査し考察して自分の理解を確認したい。 それとも同格関係を意味する同格限定複 (法)がある」か、「すべて -dhamma を後分とする複合 混乱も見られるの 上にも見たよ

の教えを説くと、 上の文句は、 初転法輪について記すパーリ経・律の一節に見られる。成道後、 最初に理解したコンダンニャ(Koṇḍañña, 憍陳如) の智解が、次の定型文で伝えられている。 初めて仏が五人の比丘に中道と四諦

dhammaṃ sabbaṃ taṃ nirodha-dhamman ti) °』(Vin. I. 11 ³⁴-⁵, S. V. 423 ¹⁵-¹ፅ)(足型文一) 『「およそ何でも集起する性質(本性、法)があるものは、すべて滅する性質(本性、 (真実を見る眼) が生じた(virajaṃ vīta-malaṃ dhamma-cakkhuṃ udapādi: yaṃ kiñci samudaya 法 がある」という遠塵離

るから、 自分の世界)を構成している諸要素、 私なりの解釈はこうである。ここの意味上の主語は、その前にあった四諦 その説法を聞いて自分の身で受け止めて理解し納得した諸法であろう、 諸局面が予想されるであろう。 例えば自分の苦(苦悩、 (苦・集・滅・道) そういう諸法には彼自身の存在 或いは存在の不安) の説法が予想され

性質がある」と了解できた、 性)があるので、 り起こる性質 根本的な欲望(渇愛)を原因として生じてくる(集り起こる)性質(本性)があるのであり、 (本性) なくなる。そのように自分の存在の諸要素のどれも、「集起する性質 がある苦は、その原因である渇愛を修道 (八正道) というのであろう。 によって鎮めるならば、 (法) があるも およそそういう集 滅する のは、 性質

250

しかし平川彰(『平川彰著作集第一巻 縁起と空』一九八八年)の解釈は違う。 氏は

想定することはできない。この場合の「ダンマ」は中性名詞と解してよい」云々(同 p.43 要旨)と論じてい することもできる。 と訳して、「この法を「性質」という意味に解して、「生起する性質のものは、すべて滅する性質のものである」 「どんなものでも集法であるものは、すべて滅法である 「もの」があるはずはないから、 「集法であるものは、すべて滅法であるとの遠塵離垢の法眼を生じた」(同 p.42 、 しかしそうすると、生起する性質を有する「もの」が想定されることになるが、 その性質があるものがあるはずがない。滅する性質の場合も同様である。そして (原文略)」というこの文章からは、そのような法の所有者を ただし挿入原文は 生起よりもさき

しかしこの解釈は二つの問題を含む。

定複合語 中性に用いられている、というのではなくて、 解してよ まず nirodha-dhamman は複合語であり、 「所有を意味する形容詞的用法」(=有財釈) い」というのは、この法が「所有を意味する形容詞の用法」(=所有複合語:有財釈 bahu-vrihi)の複合語で (持業釈 karma-dhāraya)であるという主張であろう。 どの文脈におい ても「所有を意味する形容詞的用法」と解されることは、 中性の形である。 滅法 と解してはならない、 (滅という法、 しかし平川が「この場合の「ダンマ」は中性名詞と 平川説の問題は -dhamma を後分とする上記の複合 滅する法)であって、 という問題に還元される。 論証し確認できるのではないの 同格関係を意味する同格限 しかし、 上記 0

考慮すべきであると思われる。ここの意味を考察し確認することが、 リ仏典におい て -dhamma の 「所有を意味する形容詞的用法」はすでに見たように、 第一の課題となる 多く用 いられることも

果たして 体が曖昧で、 ーリ文の解釈に異論があるのは、 ない」という原則を立てる。法(付属するもの)は属性でもある。しかしここでは法の多義性が前 第二の問題は、「そのような法の所有者を想定することはできない」というところにある。 は法は性質を有しないという議論である。 「法には法がない」という議論が成立するのか、 明解でないのである。 平川論文の訳文や論旨の適否も容易に判定しがたいようである。 原文の分かりにくさに由来する。 確かに後のヴァイシェーシカ哲学は 疑わしい。むしろそれ以前に問題は邦語の表現にある。 しかしパーリ文を邦語に訳して解釈する邦語自 属性 (徳 guṇa) 法は法を有しな には 提になる 1, で、

なるという。「「生法が滅法である」という見方が、 う意味である」と説く。 うのはどういう意味であろうか。 「集法であるものは、 「生法と滅法とが同じである」といい、 そして種子が芽を出す場合を例に引いて、 すべて滅法である」、 単純に 「集法は滅法である」と同じであろうか。 それは「一つのものが生じているときには、 或い は「どんなものでも集法であるものは、 断絶と連続を超えた中道の見方である」ともいう(p.105)。 「芽の生起は、種子の消滅である」ということに 平川は後で集法を生法と言 他のものが滅しているとい すべて滅法であ る 11

それ に解されるはずである。 比喩がこのように理解されるなら、 が渇愛という原因によって生じ集まるという性質(集法)と、 の表現は甚だ晦渋である。 集法)と種子自体が滅するという性質 つまり四諦の説法を理解し納得した要旨を踏まえる文脈であるから、 筆者なりに整理して、 法眼の内容である まず種子と芽との例に即していうならば、 「集法であるものは、 (滅法) とがある、 それは修道(八正道) すべて滅法である」というのも、 ということに他なるまい。種子と芽 によって滅するとい 「 こ の 種子には [人生] 苦には 芽を う性質 生ず

解するのが妥当であるなら、 とがある」ということになる。ここには種子の比喩があるから、このように解釈し直して理解できる。 平川論文が含む前後の矛盾は整理すると上の様になるはずである。 |複合語を「所有を意味する形容詞的用法」(=有財釈)と解してはならない、ということもありえないことになる 先の 「法の所有者を想定することはできない」という議論 (p.43) も無用となる。 このように理

にもサンスクリット資料にもあるが、その内容に触れるのはパーリ資料以外には未だ見出しえない。 まず上掲の定型文はパーリ聖典には同一話を別々に数えると、三一例ほど認められる。(ユ) (aññāta-koṇḍañña, Vri:aññāsi-)]という名となった($Vin.\ I.\ 12^{\ 15-18}$)。 これで二つの問題は解決できたと思われる。以下に遠塵離垢の法眼の定型句に関連して資料を整理しておきた ーリ仏教圏で成立したことが示されているのであろう。世尊が「ああ、ほんとうにおまえコンダンニャは覚ってい (aññāsi vata bho koṇḍañño)]と感動のことばを漏らした (udānaṃ udānesi) 彼は ので、 法眼に言及する資料は、 彼は「覚れるコンダンニャ 61 この定型文は

vesārajja-ppatto apara-ppaccayo satthu sāsane) °』(Vin. I. 12 19-22)(定型文二) 『法を見、法を得、 (diṭṭha-dhammo patta-dhammo vidita-dhammo pariyogāļha-dhammo tiṇṇa-vicikiccho vigata-kathaṃkatho 法を知り、法に深く入り、疑いを超え、惑いを離れ、確信を得、 師の教えに関 して他には依存

た法眼を得た者の形容として同文で繰り返されるのである。彼は世尊のもとで出家し具足戒を得ることを願い出て、 13 ½)は上にも見た。またここで -dhamma はすべて所有複合語(有財釈)として用いられている。 これらの法が真実 (諦) の意味であるともいい (MA. I. 17 1920) 、また四諦の教えであるともいう註釈説 この定型文もま

『来たまえ。 比丘よ。 法 (教え) はよく説かれた。 正しく苦を終わらせるために梵行 (修行) を行えよ』 (Vin.

9 23-25

すと、 M. II. 145 ¹² Brahmāyu ; Nd ² ad Sn. 1123)、長者居士(M. I.380 ⁵ Upāli, A. IV. 210 ⁴, 213 ²⁶ Ugga)、将軍(A. IV. 186 ²¹ シン仏の両大弟子(D. II. 23 སངསア)。このように四諦の説法を聞いて法眼が生じたというバラモン(D. I. 110 º Pokkharasādi, D. I. 148 º Kūṭadanta にヤサの四人の友人、 接して法眼が生じたという。ヤサは煩惱から解脱し、 家修行)における長所を明らかにし、 と仰せられる。これが彼の具足戒であった、という。出家入門の儀式が非常に簡素であったことが示されてい 後に同様に五比丘の二人 (Vappassaと Bhaddiya) が法眼を得、次ぎに最後の二人 (Mahānāma と Assaji) は五比丘の最後になるアッサジ(馬勝)より、 の要旨であると理解すべきもののようである。 彼にも同じように法眼が生じ、 同様に出家入門を得ている。 貧しい癩病人 (=次第説法)を語る。即ち布施の談義、戒の談義、天の談義、 (=法眼の内容)「およそ何でも集起する性質 (法) があるものは、すべて滅する性質(法) (Ud. p.49 14 Suppabuddha) 五十人の友人、 41^{18} や大衆 (D. II. 43 %) も四諦の説法を聞いて法眼が生じたという。 次いで長者の息子(Yasa)が悩みを抱えてやって来ると、 彼が柔順な信ずる心になったのを知って、 また彼を探してやってきたその父親と、その母親と嫁にも、 他の三十人の遊び仲間にも、 神 しかし舎利弗と目連に法眼が生じたという場合は違ってい 出家したが、 (D. II. 288 ²⁰⁻²¹ Sakka) などの例がある。 両親と嫁は信者となったという。 四諦の教えに接して法眼が生じたという 諸欲の短所・卑しさ・汚らわしさ、 苦・集・滅・道(四諦)を説き明か 仏は迎えて、 また過去のヴィ 同じような説法に して見ると定型文 がある」は、 ヤサと同じよう 出離(出 (Vin. I. パッ

また大牟尼はそれらの滅もまたそのように説く 々の法は因より生ずる、 それらの因を如来は説いた(ye dhammā hetu-ppabhavā tesam hetum tathā-(tesañ ca yo nirodho, evam-vādī mahā-samaņo) 🏽

法眼の内容は縁起説の要点としても理解される。 という偈(縁起法頌、法身偈)を聞いて、法眼が生じたといい、目連は舎利弗よりそれを聞いて法眼が生じたという。 実は四諦説の要点はすなわち縁起説の要点なのである

1042d, 1123)° た数千の神々(devatā)であったという(S. IV. 107 º¹)。パーリ特有の註釈的聖典『小義釈(Niddesa=Nd²Vri版)』 る。その一例は、 ること、このように見る聖弟子は眼等を厭い離れて解脱し解脱したと知る、と教示されて法眼が生じたという例があ 法眼が生じたといわれる例は、その他に、仏より眼・耳・鼻・舌・身・意(六根) 仏がバラモン達に無欲を説く偈を聞いていた数千の生類に法眼が生じたという例もある(Nd^2 ad Sn. 1039d病気に苦しむ一比丘であり(S. IV. 47g)、もう一例はラーフラに対する同様の仏の説法を聞い が無常・苦・無我 (非我) であ てい

も示される(Nd² ad Sn. 35, 55, 69c, 70)。 る性質 『大義釈 (Nd¹)』と『小義釈 (Nd²)』に見られる。その中には仏自身が知った場合も含まれている (ND¹ 185 ¼¼, 235 %, また仏が説く偈を聞いた者、 (法) がある」(定型文一後半) と知る また同文は仏が、 「と覚った」(ti bujjhi ND¹ 456 ॐ³, Nd² ad Sn. 1136)、または辟支佛が、「と覚った」と または修行者などが、「およそ何でも集起する性質(法)があるもの (または覚る、了解する、 考察する、 信じる) などという多くの は、すべて滅

することが求められていたのである。コンダンニャを始め舎利弗等が出家して修行したのも、そのためである。 覚ったというのは、 このように定型文一後半は、仏の説法の要点・核心であると、パーリ聖典は纏めていたのである。 必ずしも無上の覚りを意味しない。 さらに出家して修行を積んで、悪い心をなくし煩悩から なおこのように

定型文一後半と同様に「所有を意味する形容詞」として用いられる nirodha-dhamma(~と省略)を含む定型文

n., f.)・数(sg., pl.)・格(nom., ac., instr., abl., dat., gen., loc.)と一致する語尾で終わるのである。 を取り上げてみよう。「所有を意味する形容詞」においては、 以下に見るように~は、それと同格の名詞類の 性

が、 次は、 定型文で示されている(〃は同句・同文の省略)。 縁起によって生じた諸法(縁生法 paṭicca-samuppannā dhammā)とは何か、 に答えて、十二縁起の各支分

o, upādānam "~m, taṇhā "~ā, vedanā "~ā, phasso "~o, sal-āyatanam " sankhatam paticca-samuppannam khaya-dhammam vaya-dhammam virāga-dhammam ~ m, jāti 🌶 有〃。取〃。愛〃。受〃。觸〃。六処〃。名色〃。識〃。諸行〃。無明〃 (法) があり、 〜ṃ, sankhārā 〃〜ā, avijjā 〃〜ā)°』 (S. II. 26 º²². 呼格 bhikkhave は省略° 衰滅の性質(法)があり、離貪(離脱)の性質(法)があり、滅する性質(法)がある。生々。 有為(作られたもの)であり、縁起によって生じ(縁生し)たものであり、 (以上同文)(Jarā-maraṇaṃ aniccaṃ ¬m, nāma-rūpam »¬m, viññāṇaṃ 定型文三) ∽ā, bhavo 衰尽の性質

縁起の連鎖は肯定的観察 止・止滅を示す。 それは各支分が縁起によって生じたものであるとともに、 (生観、流転分) では、輪廻のあり方を示すが、否定的観察 (滅観、 滅する性質 (法、 本性)を持っているか 還滅分) では輪廻の停

同じ定型文三は、五蘊の一々についても繰り返される (…は途中省略)。

『色は〃…。受〃…。 ·saṅkhārā $\, \sim$ ā $\, \cdots \,$ viññāṇaṃ $\, \sim \,$ ṃ $)\, ^\circ \, \mathbb{J}\, \, \, (S. \, \, ext{III.} \, \, 24^{\, 24} \, \, 25^{\, 5})\,$ 想々…。 行介…。 識り (以上同文)(rūpaṃ »〜ṃ····vedanā » ~ā….»

仏教における法の意味 (村上)

ここでは各文の後に『その滅から滅であるといわれる』[tassa (or tassā, tesaṃ) nirodhā (゚ nirodho) nirodho ti と繰り返される。 色ない し識の滅から輪廻の生存の滅がある (Bによるとそれぞれ の滅が輪廻の生存の 滅 であ

定型文三は三受、 即ち楽・苦・不苦不楽の受(感受)についても繰り返され

『川域や $^{\circ}$ (Tisso ... vedanā $^{\circ}$ $^{\circ}$ 』 (S. IV. p. 214 $^{^{28-35}}$)

 $p.\,500^{\,_{20\text{-}27}})$ (sukhā pi...vedanā 🛚 ~ā. dukkhā pi... vedanā 🗸 ~ā. adukkha-m-asukhā pi vedanā 🗸 ~ā) º] (D. II. 66 º -67 ⁴, M. I. 『楽なる感受(快感、 幸福感) も〃。苦なる感受 (苦痛感、 不幸感) **b** 1/0 不苦不楽なる感受 (不苦不楽感)

そしてそれらの三受のどれをも、 我(自我、 霊魂)とは見ず、 何物にも執著しないならば、 悟り (涅槃) に入り (parinib-

jāti vusitaṃ brahma-cariyaṃ kataṃ karaṇīyaṃ nâparaṃ itthattāyâti pajānāmi)』(D. II. p.68 ⁰¹¹ 埞犀文四) 『生は尽き、 梵行は成り、 なすべきことはなした。こうであること(この状態)よりほかにない、と悟る

Dīghanakha-sutta, I. 500-501) $^{^{(\mathfrak{B})}_{\circ}}$ 盡,觀レ捨(『雑阿含経』 巻三十四(九六九)T. 2. 249c '᠖'')も、定型文三の趣旨であろう(『雑阿含経』の定型文三に類似 という。また仏は、この身が無常・苦・空・無我(非我)であると見るべきこと、楽・苦・不苦不楽の受(感受)(3) (『長阿含経』巻十(一三)「大縁方便経」T. 1.61c 1920)であろう。 無常で…滅する性質 一遊行者(Dīgha-nakha, 長爪外道出家)には、定型文一、二の通りに法眼が生じて信者となったたという(M. 74 定型文三もパ (法) がある(定型文三)と見る聖弟子は感受を厭い離れて解脱し解脱したと知る、 定型文三に相当する文は、此三受 有為 無常 從|因緣|生 ーリ仏教内において現形を得たのであろう。 また於|彼受| 觀|察無常| 觀|生滅| 觀|離欲| 盡法 滅法 為:|朽壞|法 と教示する

このように十二縁起を構成する諸支分や人間存在 (身心) の構成要素である五蘊 (五つの集合体) などの諸法のど

なると、最終的な解脱にいたるというのである。 縁起によって生じたものであり、また滅する性質 法、 本性)を持ったものであり、 それを知って捉わ れなく

去時と未来時とにもそれぞれ二智があるから、六智となる。次いで第七の智は する七種の智が説かれる。 十二縁起の観察には種々の形があるが、各支分についての縁(因縁) 〔現在時に〕生に縁って老死があるという智、 の関係を現在・過去・未来に亘って一々確認 生がないと老死がないという智、 同様に過

khaya-dhamman vaya-dhamman virāga-dhamman nirodha-dhamman ti ñāṇaṃ) $^{\circ}$ bracklimes (S. II. 60 64 , Vibh. 334 $^{82.94}$, bracklimes『およそその法住智もここにあれば、それも衰尽の性質(法)があり、衰滅の性質 無常 有為 心所 緣生 滅する性質 盡法 變易法 離欲法 [or 無欲法] 滅法 斷知智 [or 斷智] T. 2, 100a ³5,89) (法)がある、 という智である(Yam pi 'ssa taṃ dhamma-ṭṭhiti-ñāṇaṃ tam pi (法) が きあり、 離貪

という。 60 ²⁶, Vibh. 334 ²⁷, 335 ¹⁶, と解する。漢訳はむしろ先の定型文三に近く、無常、有為、縁生等の語を含む。以下に有から無明までも同様に説かれ⑻ 縁の関係についての智は七十七種となり、七十七智事(satta-sattari ñāṇa-vatthūni) いまここでは漢訳からも予想されるように、 『雑阿含経』巻十四(三五七)T. 2, 99c-100a)。この智について註釈はこう説明する。 法住智が衰尽の性質(法)、 ないし滅する性質(法)を有する と呼ば れる (S.

etass' eva cha-bbidhassa ñāṇass' etaṃ adhivacanaṃ)。』(SA. II. 68 69, VibhA. 422 26229, 共じ Vri 版参照 paccayâkāro hi dhammānaṃ pavatti-ṭṭhiti-kāraṇattā dhamma-ṭṭhtī ti vuccati, ettha ñāṇaṃ dhamma-ṭṭhiti-ñāṇaṃ, ての智が法住智である。これは同じこの六種の智の同義語である(dhamma-ṭṭhiti-ñāṇan ti paccayâkāre ñāṇaṃ 『法住智(縁起している諸法の縁の在り方についての智)とは、縁の在り方(行相)についての智である 縁の在り方は諸法 (諸要素) の生起と存立との原因であるから法の存立(法住)といわれる。これについ なぜな

仏教における法の意味(村上)

- (1) 村上 (2005) 「最初の仏語「諸々の法が明らかになる pātubhavanti dhamma」考」(『印度学仏教学研究』第五四巻第一号、pp. 289-383)平成十七年十二月。村上(2006)「諸法考―dhamma の原意の探求と再構築―(1)諸法を縁起」(『仏教研究』 34号、pp. 63-132)。村上(2007) 「諸法考―dhamma の原意の探求と再構築―(2)法と諸法―縁起成道から梵天勧請まで」(『仏教研究』 35号、pp. 79-134)。本稿の書名略号等は前稿と同様にしたい。
- (2)村上(2005)。
- (3) 松本史朗(1989)『縁起と空』大蔵出版、p. 44は、始めてこれを批判して、水野弘元(1972)『仏教用語の基礎知を援引して正解している。小谷信千代(2000)』法と行の思想としての仏教』文栄堂書店、pp. 36-40は、ここを「非有想としての仏教』文栄堂書店、pp. 36-40は、ここを「非有想としての仏教」文栄堂書店、pp. 36-40は、ここを「非有想としての仏教」文栄堂書店、pp. 36-40は、ここを「非有想としての仏教」文栄堂書店、pp. 36-40は、立こを「非有力を対している。
- (4)金倉圓照「仏教における法の語の原意と変遷」(『インド哲

- 根本問題』光の書房、昭和二三年、pp.1-103)。 義の変遷、並びに法の理論の展開について―」(『印度哲学の昭和二二年)、同「法(ダルマ)の研究―ダルマの原意、語学仏教学研究[1』春秋社、昭和四八年、pp.83-104、初出:
- (5) 平川彰著作集第一巻『法と縁起』、春秋社、一九八八年。
- (6) ただし松本史朗(1989)pp.44-47の批判がある。氏は法(6) ただし松本史朗(1989)pp.44-47の批判がある。氏は法を意味する場合がないとはいえないであろう」と付記していを意味する場合がないとはいえないであろう」と付記している。
- (7) このカーターの著 Dhamma の存在は、2005年夏にロンドンで行われた学会 IABS の会場で、たまたまゴンブリッチ(Richard Gombrich)教授との会話でも再確認した。そコックス(Collett Cox)教授との会話でも再確認した。その本は、東北大学附属図書館から借用して披見した。なおそ煩わして大阪大学附属図書館から借用して披見した。なおその著者名・書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の著者名・書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の著者名・書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の著者名・書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の著名・書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の書名・「本書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の著名・「本書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の書名・「本書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の書名・「本書名等は、『中村元選集 [決定版] 第十五巻原始の書名・「本書名等は、「本書名等は、「本書名等」の書名・「本書名等」では、「本書」では、「本書)では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」では、「本書」で

- る。しかしその内容については何も触れていない。
- (②) John Ross Carter, Traditional definitions of the term dhamma, Philosophy East and West 26, no.3, 1976, pp.329-337 は、その要点を含む。
- (9) PtsA.の著者は Mahānāma(5-6世紀)という。森祖道(9) PtsA.の著者は Mahānāma(5-6世紀)という。森祖道pr.554 参照。PtsA.の PTS 版が手元にないので Vri 版だけを
- (10) 本稿作成には、インターネットを通してインドの Vri 研究所(= Vipassana Research Institute, Dhammagiri, Igatpuri Maharashtra, India)の三蔵・註釈等の本文(http://www.tipitaka.org/romn/)と、その検索機能(http://search.tipitaka.org/cg//accelon3cgi.exe/ksana?db=tipitaka.adb)を 利用した。同研究所で作成し無料で配布された Chaṭṭha Saṅ‐gayana CD(=CSCD)は、諸版のページを知る上で有用である。この CD にも検索の機能があるが使いにくい。共にパソコンの機能や調子等に左右され易く、検索不能となることもある。
- (11) 遠塵離垢の法眼の定型文:Vīn. I.11 %+8, 12 %+8, 13 %+10, 16 %+8, 19 %+8, 20 %+8, 23 %+8, 40 %+8, 42 **4, D. I. 110 **1.13, 148 **1.14, II.41 **1.14, 143 **1.15, III. 41 **1.15, III. 42 **1.15, 43 **1.15, 288 %*1.28, M. I. 380 **1, 50 1 **8, II. 145 **1.15, III. 280 **1, S. IV. 47 %*50, 107 %*1.2, V. 423 **1.16, A. IV. 186 **2.24, 210 **7, 213 **7.28, UZ. 49 **1.15, Nd **2 ad Sn. 1039d, 1042d, 1123 (Nd **0. 1039d, 1042d, 1123)

- 本文は Vri による)。
- (12) 例えば初転法輪の際において、憍陳如が法眼を得たという文は、『維阿含経』巻第十五(三七九)ア. 2, 104a **º, 安世高訳『転法輪経』ア.2, No.109, 503c ****, 義浄訳『三転法輪経』ア.2, No.109, 503c ****, 義浄訳『三転法輪経』ア.2, No.1421, 104c***。『四分律』巻第二十二、ア.22, No.1428, 788c **, 「根本説一切有部毘奈耶破僧事』巻第六、ア.24, No.1450, 128 a ***, SBV. I. 138 **, Mv. III. 333 ** に見える。
- $(\stackrel{ riangle}{
 ightarrow})$ "yam kinci samudaya-dhammam sabbam tam nirodhaa, / jānanto pajānanto ad 1104a, / yathā addakkhi ad 1087a, 1095a, / diṭṭha-dhammā ñāta-dhammā ad 1087 viditaṃ katvā ad 1053bc, 1066b, 1067c, 🕫 aññāya jānitvā 1051c, / dițțhe dhamme ñāte dhamme ad 1053bc, dhammā ad1038a, 🕫 kusalo sabba-dhammānaṃ ad 1039c, passato Nd^2 ad Sn. 1035d, $\, \sim \,$ sankhāta-dhammā paraneyyatā natthi 322 34, 271 $^{21\cdot22}$, 283 32 - 284 1 , 328 $^{17\cdot18}$, 431 $^{19\cdot20}$, $^{\prime\prime}$ brāhmaņassa sayam abhiññātam 235 ²⁹⁻³⁰, dhamman" ti pacinanto vicinanto $N\!D^{\scriptscriptstyle 1}$ 185 $^{\scriptscriptstyle 14-15}$, $^{\scriptscriptstyle 6}$ sāmam $^{\prime\prime}$ jānato ājānato 442 $^{\tiny 16-17},$ $^{\prime\prime}$ pesitattassa 477 $^{\tiny 32}$ -478 $^{\tiny 1},$ $^{\prime\prime}$ » sankhāya jānitvā ad 1041c, » pajānanto ājānanto ad $^{\prime\prime}$ vicinanto pavicinanto 398 $^{\scriptscriptstyle 33.34},\,^{\prime\prime}$ pațiviji
hitvā 420 $^{\scriptscriptstyle 31}\text{-}421\,^{\scriptscriptstyle 1}$ dhammam parivīmaṃsamāno 509 34, % jānato » sankhāya jānitvā 327 27-28 natvā jānitvā 245 14-15

(『順正理論』[大正485a26])

- (8) 行名色二縁識何別。此三縁識。何処説耶。行縁識者。如契経中。説行縁識。名色縁識者。如大縁起経。仏告阿難陀。識不依名色為得住不。不也世尊。二縁識者。如契経説。縁二生識。 (『順正理論』[大正485a28])
- (9) 十二支縁起である有情数縁起と、一切法因縁性である有情数・非有情数縁起という縁起の 意味の分節については宮下晴輝 [1991] 参照。
- (10) 由於此中但約分位辯縁起故。結生刹那。識及助伴。総名為識。(『順正理論』[大正485c12])
- (11) 『倶舎論』p. 11, 7.
- (12) 福田 [1988, p. 61] 参照。
- (13) 謂彼眼識雖有色等多境現前。然唯取色不取声等。唯取青等。非謂青等。亦非可意不可意等。 非男女等。非人杭等。非得失等。如彼眼識。於其自境。唯総取相。如是余識。随応当知。 (『順正理論』「大正342a15])
- (4) 福田氏(「『法蘊足論』の十二支縁起説」、『仏教セミナー』57, 1993, pp.1-26は、『法蘊 足論』において引用される諸経典解釈にしたがって、有部縁起説が発展する一端を明らかに している。その中、『パルグナ経』を解釈する箇所について「ここでは識(識食)が結生識 ではなく中有の最後の心であると言われている」とするも、"yasya vijñānasya samanantaram mātuh kukusau kalalāmabhāvo 'bhisammūrcchati' と続く解釈については「"識から 等無間に名色が起こる"という論の記述の関心は、識を過去世に配当する時間的解釈を引き 出すことよりも、新たな生存の根本要因としての識の性格を明確にすることに向けられてお り、その意味でそれは過去世よりも現在世の系列に積極的にかかわる概念であることが示さ れている」と述べる。福田氏は、生存の一サイクルとして「識にはじまり有に終わる」という 観点にもとづいているということから、この経典が有部に影響を与えたと考えるが、『順正 理論』において複雑に議論されていることから「『法蘊足論』以降も有部において問題にされ ていた実情を反映しているように思える | と述べる。当論文の注33では「ただし衆賢は、ゆ えにこの経典はただアートマンを否定しているだけで、"作者"を否定してはいない、とい う結論を導きだそうとしている」という。また福田[1988, p.63]では「性類を「作者性」 と見なし、有為法あるいは有為法の相続に、なんらかの働きを成す「主体性」を積極的に是 認することによって、『順正理論』は、どのような「主体 (pudgala)」をも決して認めない 仏教の縁起思想から逸脱する危険性を抱え込んでしまう | と述べられる。それを避けるため に衆賢は『パルグナ経』と『勝義空性経』を引用し、「我=主体」は否定されるが「識=能 了者(認識主体)」は否定されないと解釈していると理解できる。
- (15) 松田和信「『分別縁起初勝法門経 (ĀVVS)』―経量部世親の縁起説―」『仏教学セミナー』36.1982, pp. 40-70.
- (16) テキストのページ番号は以下の通り。Muroji Gijin, Vasubandhus Interpretation des Pratītyasamutpāda; Eine kritische der Pratītyasamutpādavyākhyā (Samskāraund Vijāānavibhanga), Stuttgart1993.

(91)

tathā akkhāsi ad 1131b, « saddham muñcassu pamuñcassu ad 1146c, « bhiyyo bhiyyo pasīdāmi ad 1147a.

(15) 漢訳『雑阿含経』巻三十四(六六九)T. 2, No. 99, 249c-50a, 近美麗『大生義経』T. 1. No. 52, 845bc 参照。 施護訳『大生義経』T. 1. No. 52, 845bc 参照。

(16) 林五邦(『南伝』13, p. 87) は「法住智あるところに亦尽法

敗壊法・離貪法・滅法ありとの智」とある。これが私の解

漢訳では長爪は仏前で出家したという。

『別訳雑阿含経』巻十一(二○三)T. 2. No. 100, 449b 参照。

(17) 滅法までは法住智と同格。最後の断知智 [or 断智] は難(17) 滅法までは法住智と同格。最後の断知智 [or 断智] は難しい。「煩悩を断じる [を知る] 智」と考えてみる。試訳「法住智は無常で有為であり心所であり縁生したものであり、法 [を有し煩悩を断じる [を知る] 智」と考えてみる。試訳この文は前後二度繰り返されるが、[or] は後の異文を示す。この文は前後二度繰り返されるが、[or] は後の異文を示す。この文は前後二度繰り返されるが、[or] は後の異文を示す。この文は前後二度繰り返されるが、[or] は後の異文を示す。

印度哲学仏教学

第二十二号

平成十九年十月 三十 日平成十九年十月二十五日 発 印 行 刷

編集・発行

印刷所

北海道印度哲学仏教学会 代表者 藤田宏達 「高士プリント株式会社」 「中級一級」札幌市中央区南十六条西九丁目 下級一級」札幌市北区北十条西七丁目 北海道다度哲学仏教学会 思想文化学専攻インド哲学研究室内 思想文化学専攻インド哲学研究室内

発 行 所

務 局

振替 ○二七一○一六一二六七○九番代電話 ○一一一七四二十一六五一番代電話 ○一十七四二十一六五一番代